法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

戦後日本の社会運動におけるチッソ労働運動の位置づけ : もう一つの「水俣」

大石, 裕 / OISHI, Yutaka

(出版者 / Publisher)
法政大学大原社会問題研究所
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
The Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌
(巻 / Volume)
630
(開始ページ / Start Page)
14
(終了ページ / End Page)
28
(発行年 / Year)
2011-04-25
(URL)
https://doi.org/10.15002/00008244

戦後日本の社会運動における チッソ労働運動の位置づけ

――もう一つの「水俣」

大石　裕

1　問題の所在
2　「革新」勢力の中の労働運動
3　チッソ労働組合運動の展開――60年代前半を中心に
4　結　び

1　問題の所在

水俣病が公式に発見されたと言われているのは1956年。もちろん，それ以前から多くの患者は水俣病に苦しんではいたが，この年以降，「水俣病」は戦後日本社会において悲惨な出来事として記述され，記憶されるようになった。研究の分野においても，例えば環境社会学や社会運動論では，こうした水俣病の歴史は水俣市の歴史と重なり合うようにして，主に批判的観点から論じられてきた。このことは，水俣病関連の文献や論文，そしてそこに掲載されている年表などを見ると即座に了解される。

しかし，その一方で特に1960年代の歴史を振り返ると，「水俣」のもう一つの流れが見えてくる。というよりも，水俣病に関する「報道空白（停滞）期と言われる1960－1968年にかけて，特に1960年代初頭においては，全国紙・ブロック紙（西日本新聞）・地方紙（熊本日日新聞）のいずれを見ても，このもう一つの流れに関する報道量のほうが水俣病の報道量をはるかに上回っている。それは，水俣病の加害企業である新日本窒素肥料株式会社（チッソ）で生じた労使紛争である。この紛争が深刻化する中で，水俣という地域社会と水俣市民は，「チッソ」対「労働組合」，あるいは「第一組合」対「第二組合」として分割されていくことになった。

当時，水俣という地域社会の多くの住民にとって，この労使紛争は水俣病事件をめぐって引かれた境界線（チッソ対患者）よりもはるかに大きな意味をもっていた。というのも，「チッソは，水俣の大黒柱」であり，「安定した賃金が得られる会社勤めは最高のステータス」であり，「水俣で，チッソはただ『会社』とだけ呼ばれ（る）」地位を占めていたからであり（水俣病50年取材班，2006：18），その「会社」，チッソが苦境に立たされたからである。この労使紛争，例えばストライキやロックアウトなどによって，「会社」と労働者はいずれも大きな打撃を受けることになった。なお水俣におけるチッソの重要性と「支配」の実態に関しては，次のような記述も見られる。

「水俣市民は（チッソの雇用力，チッソが設立した生活協同組合「水光社」，チッソ付属総合病院，チッソが発足させた文化同好会「尚和会」を通して）あらゆる層が，チッソの直接的・間接的支配のもとにおかれていた。……水俣病の被害者は，水俣病の問題でチッソの責任を問う行動をおこす前に……チッソに従属する水俣地域の拘束からの脱出をはからなければならなかった。」（飯島，1984：179）

ただし，知られるようにチッソは水俣市のみならず日本の産業界や経済発展にとって重要な位置を占めていた点は押させておく必要がある。この点に関しては，「アセドアルデヒドや酢酸の生産は，……有機合成化学工業の柱であった。チッソは国内生産のトップに立ち，市場を左右できる地位にあり，昭和20年代の後半からの10年間に，チッソの有機合成部門では次々に技術の改良・刷新がなされ，設備も拡張された」（橋本編，2000：37－38）という説明を掲げておけば十分であろう。戦後日本の経済復興，そして経済成長にとってチッソという企業は重要な機能を果たしていたのであり，それが水俣病に対する行政の対応を遅らせた重要な要因と言うこともできよう。こうした状況下で，チッソは水俣病と正面から向き合うことを極力避けることが可能となり，それが水俣病患者の増加を招いたのである。

それでは，下記に見るような「革新」勢力の中心的担い手であった労働運動組合，なかでも水俣病事件の当事者とも言える新日本窒素労働組合（新日窒労組）は，特に水俣病公式発見後，水俣病と，そして水俣病患者とどのように関わってきたのであろうか。結論を先取りするならば，新日窒労組は，患者に義捐金を送るなど一定の対応はしていたものの，本格的な支援や共闘，そしてチッソに対する強力な抗議活動は1968年８月30日に公表された，いわゆる「恥宣言」を待たねばならなかった。この宣言の意義，そして宣言以降の新日窒労組の水俣病事件への取り組みに関して，水俣病患者の治療，そして「水俣学」の中心人物である原田正純は次のように述べる。

「水俣病のような公害裁判において加害企業の労働組合が組織として自社の公害の被害者支援に立ち上がったことは前代未聞のことであった（個人としてはあったとしても）。私はショックに似た感銘を受けた。乏しいものであったが私が持っていたチッソの労働者のイメージを大きく変えてくれた。」（熊本学園大学水俣学研究センター，2009：４）。

以上の点を踏まえ，本稿では，次のような問いを立てて，論を進めることにする。それは，水俣病の公式発見から「恥宣言」に至る，約12年間のチッソの労働組合活動をどのように評価すべきか，またそうした運動と水俣病患者が展開した様々な主張や運動との関係をどのように捉えるべきなのか，という問いである。

本稿は1950年代後半から60年代にかけての日本の政治・経済・社会状況，そして当時の社会運動なかでも労働運動の特徴を考慮しつつ，さらにはメディアなどに現われた様々な世論の風潮を踏まえながら，「恥宣言」を表明するに至ったチッソの労働組合運動に関して検討することを主たる目的としている[1]。

2 「革新」勢力の中の労働運動

チッソの労働運動に関して考察を行う前に，ここではまず戦後日本の社会学，そして社会運動論における労働組合と労働運動の位置づけについて若干の検討を行うことにしたい。社会運動については，一般に「①複数の人々が集合的に，②社会のある側面を変革するために，③組織的に取り組み，その結果④敵手・競合者と多様な社会的な相互作用を展開する非制度的な手段を用いる行為」（大畑ほか，2004：4）と定義されている。

ところが，近年の社会運動論を含む社会学，あるいは政治学関連の文献や論文を見ると，労働組合は社会運動組織というよりも，制度化した圧力団体として位置づけられることのほうがはるかに多い。その原因としては，第一に高度経済成長をとげ，成熟した日本社会においては，たびたび指摘されるように，社会の変革や社会問題の提起やその解決に直接関与しようとする意識が低下し，労働運動に限らず，社会運動が全般に低調であることがあげられる。第二に，労働組合に関して見れば，先に掲げた社会運動の定義のうちの「非制度的な手段」，例えばデモやストライキといった（合法的ではありながらも）手段を用いる，まさに「運動」を行う担い手としての役割を低下させてきたことがあげられる。

しかし，本稿で検討する，主として1960年代初頭に展開されたチッソの労働運動，特に新日本窒素労働組合（新日窒労組）による労働運動は上記の定義にまさに該当する社会運動そのものである。加えて，この労働運動は以下に見るように「社会のある側面を変革」することに大きく寄与したと評価できる。それは，企業（チッソ）に対する労働組合運動の成果という側面も確かにあるが，同時に前述した水俣病患者との連帯という，従来の日本の労働組合の姿勢や活動に「変革」をもたらしたと評価できることである。以下では，チッソの労働運動に関する検討を行う準備作業として，日本の労働運動の特質，そして「革新」勢力の中における労働組合の位置づけについて考察を行うことにしたい。

そこでまず，1960年代の労働運動に関して検討してみる。第二次世界大戦後，特に「55年体制」成立当時の社会運動，特に労働運動はまさに上記の条件を満たした社会運動と捉えることが可能である。当時の政治経済状況について概観してみると，1951年に「サンフランシスコ平和条約」が締結され，日本は独立国家として再出発した。そうした中で，経済面では「朝鮮（戦争）特需（1950－1952年）」を経て，自民党政府の下，官民一体となって経済成長の道をひた走るようになった。それを経済成長率で見ると，11.2％（55年），6.4％（56年），6.8％（57年），3.9％（58年），16.5％（59年），12.9％（60年）というように急成長していたことがわかる。こうした数値が示すのは，1960年に「所得倍増計画」（池田勇人内閣）が打ち出される以前に，すでに高度経済成長の時代が到来していたことである。また，1955年には日本型政党政治の原型が作られ（55年体制），自民党による長期安定政権が開始された。

---

(1) 本稿は，大石裕（2007）「『チッソ安定賃金闘争』をめぐるメディア言説」小林直毅編著『「水俣」の言説と表象』藤原書店，194-227頁，の延長線上にありながらも，社会運動や労働運動の観点を重視しつつ，新たな角度から考察を試みた論文である。

一方，労働運動に関して見るならば，1950年に「日本労働組合総評議会（総評）」が結成されるなど，その組織化はすでに着実に進んでいた。ただし，ここで留意すべきは，周知のように日本の労働組合が以下のような特徴を備える「企業別組合」という組織形態をとってきたことである（塩田，1982：159－160）。

①組合員の資格を特定企業の従業員に限定し，従業員としての地位を失ったばあいには，事実上，組合員としての権利と義務を失う。

②その従業員の大部分が，職種や階層の区別なく全員が加入している。そのさい，常備の職員と工員は組合員であるが，臨時工，社外工は除外される。

③このように企業の従業員だけを組合員とする労働組合が，独自の規約のもとに，独自の財政と機関をもって，独自の組織運動をおこない，かつ団体交渉の当事者となる。

これらの特徴を有する「企業別組合」に関しては，「一挙に多数の労働者を組織することができる点では効率的な組合であったが，反面，労働者の団結の範囲が狭く，企業意識にとらわれて経営者に従属させられやすいという弱点をはらんでいた」（同：160）と指摘されている。このような組織形態に関しては，以下に見るように「丸抱え」という用語によって巧みに説明されている。

「『企業別組合』として指摘される特質はぬき難く，一つの企業体という既存の組織と重複した形で労働組合が作られ経営秩序における単位としての職場をそのまま労働組合の組織単位として丸抱えしているという性格は今日まで容易に否定されえない。……『丸抱え』の場合には……その成員の全人格を残りなく，あるいは排他的に包摂し，いわば共同体的な連帯感情によって成員を拘束しようとする傾向を示している……。」（石田，1961：87）

このような特徴を有しながらも，総評を中心とする労働組合と労働運動は，労働者を結集する社会運動組織として，また政治・経済エリートに対して様々な要求を提示する圧力団体として精力的に活動を展開していた。ただし，こうした活動を行っていたのは労働運動に限られていなかった。様々な主張や要求を表明し，運動を展開する社会運動は労働運動を含め数多く存在し，それは後に「革新国民運動」と呼ばれるようになった（清水，1966）。なお，革新国民運動の構成と性質は次のように説明されている（高畠，1979：324－334）。

①政治的条件―様々な路線やイデオロギーの対立を超えて，「革新」勢力は，戦後民主的諸改革の成果を擁護するという一線に凝集するようになる。護憲が共同の政策目標となった。

②組織とリーダーシップ―「進歩的文化人（例えば平和問題談話会）」が表面上指導的役割を担ったが，実際に運動の中心に位置したのは総評に結集した労働組合であった。政治的中枢には社会党が存在した。

③裾野―この運動の裾野には広範な文化団体（映画，演劇，舞踊，音楽，美術，文学，学術など）の活動があり，職場や組合組織を網の目のように埋めていた活発なサークル活動が存在した。

革新国民運動という枠の中では，労働運動はこのように位置づけられていた。なお労働運動にとっても1955年は大きな転換点であった。というのも，総評ではこの年に「高野（実）体制」から「太田（薫）-岩井（章）」体制に移行し，春闘も開始されたからである。総評のこうした体制転換

の最も大きな特徴として，鳩山一郎政権の政策転換を求める高野体制に代わって，倒閣を目標とする新体制への転換があげられている（『総評四十年史』編纂委員会，1993：182）。

太田−岩井体制は，このように政府との対決姿勢を強めていたが，それは多分に政治闘争の意味合いも含んでいた。1956年には「最低賃金闘争」に加え，「砂川基地拡張反対闘争」，1957年には「平和運動＝原水爆禁止運動」，1959年には「警職法改訂反対闘争」にも総評は積極的に関わっていた。この背景には，1957年に岸信介内閣が発足したことがあるのは言うまでもない。こうして，総評を中心とする労働運動は，「60年安保闘争」へと展開されていくのである。実際，1959年の第12回「総評定期大会」において労働運動方針として以下の項目が議論され，掲げられた（同：228；ただし一部補足）。

①安保条約改定反対，安保条約破棄。

②大幅賃上げ，最低賃金の確立。

③合理化反対，労働時間短縮。

④労働基本権の確立。

⑤勤務評定，教育課程改悪反対。

こうして戦後日本の最大の社会運動と言われる「60年安保闘争」に向かって，総評を中心とする労働組合は積極的に運動を展開していったのである。反面，前述したように日本の労働組合は，企業労働者を「丸抱え」する「企業別組合」という特徴を有していたが，急速な経済成長に伴い，労働者・労働組合・労働運動は変質を余儀なくされるようになった。その大きな要因として，いわゆる「大衆社会論争」のなかでさかんに論じられ，多くの注目を集めた「新中間層」の出現（社会形態のマス化＝大衆化）があげられる。この点に関して，例えば松下圭一は様々な耐久消費財が労働者の家庭に普及していた点に注目し，それを「日本の労働者階級の二重構造」と呼び，以下のように論じている。

「労働者階級内部でも，企業規模に対応する賃金格差を中心に労働条件の相違ははなはだしく，組織率も全労働者の３分の１にすぎない。くわうるに，大企業においても社外工・臨時工が急増するとともに，他方ではまた合理化にともなう人員整理が強行されている。」（松下，1969：255）

ただし松下は，こうした「二重構造」に関して，企業レベル，あるいは経済の領域のみを対象に批判的に論じていたわけではない。それは以下の主張を見れば明らかであろう。

「全体制的な社会形態条件の変化の急速な戦後的進行によるマス状況の拡散と村状況の膨大な遍在という二重構造が，新中間層と旧中間層との分裂，ついで労働者階級内部の階層分化というダイナミックな連関において再生産されていることが帰結される。」（同：261）

むろん，ここで言う「新中間層」は「革新国民運動」の担い手であり，またその支持者であった。新中間層に属する人々は，労働運動の担い手であり，時には前述した革新国民運動の「裾野」を形

成していたと捉えることができる。ただし概して，当時の日本社会で急激に進行した「マス化」によって「職場–街頭–私生活のラディカルな分離」（塩原：1976：393）という特徴が顕著に見られるようになった点は押さえておく必要がある。すなわち，企業への忠誠心を維持しつつも，①様々な待遇改善に取り組む「企業労働者＝労働組合員」，あるいは「生産者」としての側面（職場），②安保反対闘争など街頭デモなど革新国民運動に積極的に参加する（たとえ，労働組合員として参加するにしても）「市民」としての側面（街頭），そして③耐久消費財の購入や利用など経済成長の果実を享受しつつ，生活の安定や向上を望む「消費者」としての側面（私生活）が，特に都市民の間では並列して存在し，使い分けられていたと捉えられるのである。

3　チッソ労働組合運動の展開――60年代前半を中心に

1950年代の日本の政治・経済・社会状況，そしてその中における労働組合や労働運動の特徴に関してこれまで概観してきた（もちろん，特に労働組合や労働運動のこうした特徴が，運動自体が低迷している現代日本社会においても，かなりの程度維持されているのは言うまでもない）。次に，こうした時代背景の中で，チッソの労働組合の展開について検討してみる。チッソの労働組合の変遷を略述したのが以下の年表である（熊本学園大学水俣学研究センター，2009；「関連年表」，および橋本編，2000：220－221を参照）。

1908年　日本窒素肥料株式会社，水俣で操業開始。

1946年（１月26日）日本窒素肥料株式会社水俣工場労働組合（日窒水俣労組）結成（3,214名）。同時期に結成された東京，大阪の組合とともに日本窒素肥料株式会社労働組合連合会（日本窒素労連）を結成。

1950年（１月）日本窒素肥料株式会社，企業再建整備法により解散。新日本窒素肥料株式会社（新日窒）を設立。

（10月25日）GHQ指令に基づき人員整理（レッドパージ）を通告。

（12月７日）レッドパージ反対闘争の方針不一致により，新日窒労組連解散。新日窒水俣労組も分裂し，レッドパージ反対闘争の批判派が革新労働組合を結成。

1951年（２月27日）革新労組（2,600名）が少数派になった新日窒水俣労組（500名）を吸収合併（名称は，新日本窒素水俣工場労働組合に）。

（５月１日）県総評結成後のメーデーに初参加。

（７月）水俣・東京・大阪３組合で新日本窒素労働組合協議会（日窒労組協）を結成。新日窒水俣労組，合化労連に加盟（4,400名）。

1953年（10月１日）新日窒水俣労組，身分撤廃闘争スト（従業員呼称（社員・工員）の一元化，日給制を月給制に，定年55歳一本化など）。組合の要求の大半受入れ。

1959年（８月19日）新日窒労組，水俣病をめぐる漁民の闘いの支持を代議員会で決定。

（９月18日）「安保条約改定を阻止するための実力をもって闘う」スト権確立。

（11月４日）11月２日に生じた漁民暴動事件を受けて，新日窒労組は，緊急代議員会

を開き，原因の早期究明，患者対策，漁業対策を推進しなければならないが，このような不祥事を惹起したことは遺憾に堪えないと表明。

(11月６日）新日窒労組，工場の操業停止絶対反対を決議し，チッソ社長，県漁連会長に提出。

1960年　（１月14日）安保条約改定阻止統一行動，「提灯」デモ行進。

1962年　（３月28日）新日窒労組の賃上要求に会社側ゼロ回答。全製造部門24時間スト決行。

（４月27日）チッソ「安定賃金制度」を提案。労組は硬化し，闘争体制へ。

（５月３日）新日窒労組中労委に斡旋を申請するためスト中止（斡旋は６月６日に中止)。

（５月９日）合化労連中央闘争委員会，「安定賃金は合化労連への挑戦」とし，新日窒労組への全面支援決定。

（５月12日）熊本県評，総評が労組支持を決定。「新日窒支援共闘会議（総評，県評，合化労連など)」結成。

（５月21日）争議早期解決を願い「農民会」立ち上げ。

（６月）東京組合（８日)，大阪組合（12日）は安定賃金をベースとする条件闘争に方針転換。

（７月23日）チッソ全面ロックアウトに突入。「新日窒水俣工場労働組合（新労組：第２組合)」結成。

（８月18日）チッソ，新労組支持の商店主，「水俣市繁栄促進同盟」を結成。

（９月21日）チッソと新労組，東京労組，大阪労組，安定賃金にそった賃金協定に調印。

1963年　（１月５日）地労委，安定賃金を基礎とし，争議指導者２名の退職を含む斡旋案を提示。斡旋案を合化労連，新日窒労組，チッソが順次受け入れ，スト解除。

（５月13日）第１次～第３次，希望退職者を募集，新日窒労組と対立。

1968年　（８月30日）新日窒労組定期大会で「恥宣言」を大会決議として採択。（12月15日）「水俣をよくする会」発足，①水俣病患者及び家族を支援，②公害をなくする運動と被害者対策を進める，③市の発展ため水俣工場の人員削減に反対。

1969年　（８月８日）チッソ，水俣工場縮小計画で688名削減を発表。

(11月16日）新日窒労組員に自宅待機命令，24時間ストで抗議。

1970年　（５月27日）新日窒労組，８時間の「公害スト」決行。

（７月23日）チッソ，水俣工場存続のため従業員1,580名を930名に削減を発表。多くの従業員に転勤命令。

(12月）新日窒労組，水俣工場縮小・首切り反対のスト権確立。

1972年　（３月16日）１次訴訟で，チッソ労組員５名が原告保証人として証言。（４月13日）新日窒労組，チッソに要求書（①チッソの非人間的な体質を改める，②首切りをしない，③水俣病の責任をとり，患者家族に十分な補償をする）を提出。

このようなチッソの労働組合運動の展開を見ると，先に述べた当時の社会背景，そして日本の労働運動の特質が色濃く反映されていることがわかる。また，「恥宣言」以降，水俣病患者との共闘を積極的に進めていたこと，逆から見ればこの宣言以前は水俣病に対する取り組みが必ずしも熱心ではなかった，というよりもかなり冷淡であったことも了解される。これらの点を踏まえ，以下では，いくつかの観点からチッソ労働組合の運動に関して，水俣病事件と関連させながら考察を行うことにする。

（1）丸抱えの企業別組合

チッソの労働組合は，その発足当初から前述したような日本の他の企業の組合と同様の特徴をもっていた。この点に関しては，「戦後復興の中，当時（1946年）の日本窒素は，ホワイトカラー中心となって従業員丸ごとの労働組合を組織する」（花田，2009：56）と述べられている。企業別組合という特徴に関しては，むろん日本企業が有する「終身雇用」，「年功賃金（序列）」という二つの特徴をあわせて考える必要があるのは言うまでもない。チッソの労働組合もその例外ではなく，従って「この組合は労使対立型労働運動」として出発したというよりは，「戦後復興の中で日窒復興と労働条件改善を重ね合わせた企業内労組協調組織」（同）と位置づけられていたのである。

もちろん，「レッドパージ闘争」をめぐる方針の不一致による新日窒労組連の解散（1950年），その後の新日本窒素水俣工場労働組合の結成（1951年），「安定賃金闘争」をめぐる方針，特に条件闘争をめぐる対立（1962年），新労組（第２組合）である新日本窒素水俣工場労働組合の結成（同），などチッソの労働組合も何度か対立や分裂，そして合併などを繰り返してきた。

そうした状況下でも，やはり多くの労働者はチッソの「労働者」として，すなわちチッソという企業の枠内にとどまっていたと言える。このことは，チッソという会社に強い帰属意識をもちながらも，その結果水俣病患者に対する関心を低下させてしまったことを「告白」する，ある組合員の次の文章を読めば容易に理解されるであろう。この「告白」は，1962年の「安賃闘争」を経て，チッソから冷遇されるようになって初めて水俣病の重大さと深刻さ，そして水俣病患者に対する関心が強まったことを明らかにしている。

> 「闘争終結後，一年ぶりに与えられた仕事は，下水道工事であり，機器のスケール落しであり，草むしりや便所の掃除やら，お茶わかしの仕事だった。……会社を憎み，抵抗し，がむしゃらにたたかっていながら，身体の中にはチッソという企業のシミが残っていたのである。それに気づきはじめたのは，五ヵ年合理化計画が発表された（昭和）42年ごろからであり，やがて俺たちは“捨てられる”ということを，そのころから実感として受けとめはじめた。……労働者が公害闘争に立ち上がるには，先ずどうしても組織を乗り越える必要がある。それがないかぎり，そのたたかいには限界がくるだろう。（傍点引用者；松崎，1970：８－９）

この「告白」は，「チッソという企業のシミ」という言葉で，チッソという会社と自分との関係，そしてチッソとチッソ労働組合との関係を言い当てている。

(2) チッソ「労働者階級」の二重構造

チッソの労働組合は，他の多くのそれと同様に「丸抱え」の企業別組合と位置づけられるが，その中でチッソの労働者は，先の松下も指摘したような二重構造の中で様々な対立や紛争を経験してきた。特に以下のように要約される「身分撤廃闘争」は，その象徴的な出来事であった。

「この組合（新日窒水俣工場労組）の本格的な争議は1953年の身分撤廃闘争であった。この時53日間のストライキを敢行している。……工員は，賃金の安さだけでなく，日給制であり，退職年齢も異なり，労働者たちはこの身分制に対して強烈な反発を持っていた。争議の結果，身分呼称の廃止，退職年齢の統一や月給制への移行が勝ち取られた。ただしこれらの完全実施は1958年であり，かつ工員に対する差別意識は長く残った。」（カッコ内引用者；熊本学園大学水俣学研究センター，2009：45）

このようにチッソにおいては，経営陣や管理職，そして技術者を中心とする「社員」と，主として地元で採用された「工員」との間に，まさに二重構造が存在していた。そして，こうした製造業では生じがちな労働災害や職業病も「工員」層に集中して生じていた。ところが新日窒水俣工場労組は，前述したように「ホワイトカラーが中心となって従業員丸ごとの労働組合を組織する」という形態をとっていたため，これらの問題に正面から取り組むことはあまりなかった。後に，水俣病患者との連帯や共闘の中心人物となった一人の労働者は，労働者としての意識，そして労働組合運動がこのように未成熟な段階にとどまっていたことが結果的に水俣病（患者）に対する理解を遅らせたとし，以下のような主張を行っている。

「水俣病の教訓として，工場内の労働災害，職業病に対して労働者が十分に闘っていたならば，水俣病を起こさないで済んだし，また被害を最小限に止めることができたかもしれません。私たちは，労働災害や職業病を，初期の段階で十分に闘わないで，被害者である患者に敵対していた。自分たちがよければいいということで，自分たち労働者の賃上げとか労働条件の向上の闘いに終始し，むしろ会社側に味方するといった恥ずべき行為を行ってきた。」（山下，2004：82－83）

(3)「水俣」という地域社会

労働組合が抱えるこうした特徴は，当然チッソだけに見られるものではないが，その特徴をより際立たせていたのが，「チッソ城下町」と呼ばれる水俣市という地域社会の特質であった。多くの論者が指摘するように，この特質こそが水俣病事件に対する関心を低下させた重要な要因だったのである。すなわち，チッソに依存するという水俣という地域社会の特徴，そしてそれを当然視し，積極的に受容していたチッソの労働者や大多数の水俣市民の意識が，水俣病事件を直視すること，そしてこの問題に関与することを阻んだのであり，他方，チッソを危機に陥れた「安賃闘争」に対する関心を著しく増大させ，この闘争が水俣という地域社会を二分させることになったのである。

「安賃闘争」という争点は，水俣という地域社会において著しく重要度を高め，その結果，水俣病事件に対するチッソの労働者や水俣市民の関心は低下することになった。こうした複数の紛争，

あるいは争点間の競合に関しては，次の見解が参考になる。それは，「紛争をコントロールするための最も強力な用具は，紛争そのものである」（シャットシュナイダー，1960＝1972：93）というものである。また，「あらゆる大規模な紛争は，多数の小規模な紛争を圧倒し，従属させ，またおおい隠してしまう」（同：94）というものである。この見解を参照するならば，水俣市，そして大多数の水俣市民にとっての最重要企業であるチッソが深刻な労使紛争に見舞われたことが，水俣病事件を「小規模な紛争」へと追いやってしまったと言える。むろん，水俣病事件をコントロールするために，「安賃闘争」を中心とする労使紛争が意図的に引き起こされたわけではない。これまで再三述べてきたように，「安賃闘争」は水俣市にとっては深刻な社会紛争であり，地域住民の多くは紛争の早期解決を強く望んでいた。それだからこそ，水俣病事件をめぐる地域紛争は，「安賃闘争」によってコントロールされてしまったのである。

ただし，それに加えて，大多数の水俣市民が当初から水俣病事件とその患者たちに対して偏見や差別といった意識を抱いていたことは重要である。この点に関しては地域住民の行動に関する以下の報告が適切に要約している。

> 「企業城下町における市民の行動――初め一般市民は伝染病を恐れて奇病（水俣病：引用者）患者を極力避けていたが，間もなくチッソの排水が原因ではないかと噂が立ち始めると，チッソを庇って患者を疎ましく思う風潮が次第に蔓延していった。そこに昭和34年（1959）に見舞金協定が成立したので，さらに妬みと軽蔑の風潮が加わっていった。昭和43年（1968）に水俣病市民対策会議が結成されるまで，ほとんど一般市民の支援の動きは見られなかった。……企業城下町の住民は常に企業と一心同体であり，それは良い方向に向かう場合もあるし，悪い方向に向かう場合もある。水俣病事件は企業と住民との結びつきが悪い方向に向かった手本であった。」（橋本編，2000：219）

この報告は，チッソの労働者のみならず，水俣という地域社会の住民の大多数が水俣病事件に対して無関心であっただけでなく，患者に対して差別や偏見にとどまらず，敵対的行動をとっていたことを指摘している。チッソの労働者の多くが水俣出身であり，この地域社会に深く根を下ろしていたことから，ここでの記述はそのまま水俣病に対する労働者の意識に通じるものである。それゆえに，新日窒労組が水俣病問題の深刻さを強く認識するには「安賃闘争」を経ることが必要だったのである。というのも，この闘争を経験することで，チッソという企業に「丸抱え」されていたはずの労働者たちが，実は「会社」から（さらには，地域社会から）容易に排除される存在であることに気づいたからである。

(4) 世論の風潮

ただし，水俣病事件をめぐるこうした風潮は，必ずしも水俣という地域社会のみに見られるものではなかった。戦後復興から高度経済成長へと突き進んでいた日本社会においては，概して公害，そして環境破壊や自然破壊という社会問題に対する認識が弱く，生活の豊かさの追求という風潮が非常に強かったのは言うまでもない。水俣病事件を含め，この種の問題に関する関心の低さが，水

俣病事件に対する水俣という地域社会のみならず，日本社会のレベルでも関心の喚起を妨げることになったと言える。すなわち，「日本のさまざまな企業の，このなりふり構わぬチッソ的利潤優先，効率優先，少しでも早くという企業姿勢が，戦後のわが国の経済成長を達成させ，国民にある種の豊かさをもたらした。しかし，それは一方で安全性の無視をもたらし，労働職業病の多発，環境破壊をもたらした」（原田，2007：９）というわけである。

こうした風潮は当時のマスメディア報道，特に新聞報道においても見られた。前述したように，またすでにいくつかの指摘があるように，1959年末の「見舞金協定」以降，水俣病事件に関するマスメディアの報道量は減少したが（報道空白期），それとは対照的に「安賃闘争」を中心とする労働争議の報道量は1962年を中心にかなり増加していた。この点に関しては以下のような批判的な記述が見られる。

「見舞金契約時は，有機水銀説に対する反論を中央のマスコミが大々的に取り上げたため，熊本大学の有機水銀説に力を得て補償交渉を進めていた患者家族代表の自信を喪失させた。地元のローカル紙『水俣タイムス』は，患者の状況やチッソの内部情報などもかなり的確に報道していた。……昭和35（1960）年の（水俣病：引用者）終息説以降，昭和43（1968）年の政府統一見解まで，全体としての取り組みは弱かった。」（橋本編，2000：209－210）

ただし，こうしたマスメディアの報道姿勢，また世論の風潮に関しては，「公害」や「環境（自然）破壊」という言葉や概念がほとんど普及していなかった当時の日本社会では，水俣病事件に対する「ジャーナリズムの不作為」に対して厳しい批判を加えることは難しいという見解をとることもできよう。また，前述したように，高度経済成長という「国家目標」が広く受け入れられていた日本社会では，労働災害や環境破壊といった社会問題に対する関心が概して低い水準にとどまっていたがゆえに，マスメディアにとって水俣病事件のニュース・バリューは，激烈な労働運動としての「安賃闘争」という出来事と比べ，大きく報じられなかったという解釈も成り立つかもしれない。

しかし，この「ジャーナリズムの不作為」の時期に関しては，例えば，熊本日日新聞編集局が編集した『報道写真集，水俣病50年』を見ると，「見舞金協定」が結ばれた直後の1960年においても，水俣の漁業協同組合がチッソに対して様々な抗議活動を展開していたことがわかる。関連する写真の説明文は以下の通りである（熊本日日新聞編集局，2006：39）。

①「水俣市漁協の座り込み―水俣病関係被害補償金をめぐり工場側との直接の交渉を求め，新日窒尚和会館前に設けた闘争本部に座り込みをする水俣市漁協の組合員。」（1960年３月22日）

②「本社座り込み―被害補償金２億８千万余りを要求している水俣市漁協（216世帯）はチッソとの話し合いを求め，交渉団が東京の本社の前に座り込み，「新日窒は漁民の犠牲で育った」などのプラカードやのぼりを立てて訴えた。」（1960年４月９日）

これらの説明文を通して，水俣病事件と「安賃闘争」に関するいくつかの側面が見えてくる。それは，水俣病の最も深刻な被害者によって構成されている水俣市漁業協同組合が，「見舞金協定」が締結された以降もチッソとの闘争を継続し，またその紛争の場所をチッソ東京本社にまで拡大し

ていたことである。前述した世論の風潮，そして「ジャーナリズムの不作為」の中にあっても，当然のことながらチッソと水俣病被害者との間の交渉（あるいは紛争）は継続していたのであり，マスメディアもそれに関して一定程度は関心を示していたのである。もちろん，その背景には水俣病それ自体が依然として未解決であり，さらには被害地域が拡大していたという重大な事実が存在する。加えて，この時期，胎児性の水俣病が確認され，チッソ水俣工場のアセドアルデヒド製造工程から有機水銀が直接検出され，さらに「新潟水俣病」が確認されたという事実もきわめて重要である（高峰，2004：137－141）。水俣病事件は新たな展開を見せていたのである。

さらに，水俣病事件を素材とした研究者，フリー・ジャーナリスト，作家などの積極的，かつ献身的な活動がこの時期すでに開始されていたことを考慮するならば，水俣病事件に関しては，特に1960－68年にかけては「ジャーナリズムの不作為」という批判は当てはまると思われる。こうしたマスメディアの報道姿勢，そして世論の風潮の中で，「安賃闘争」は水俣病事件という深刻な社会的争点を上回る注目を全国から集めつつ，展開されていくことになったのである。

(5) 総評・合化労連の「指導」，および労働組合の分裂

前述の『報道写真集，水俣病50年』には，「安賃闘争」関連についても，きわめて興味深い写真がいくつか掲載されている。やはり，その説明文のいくつかを以下掲げておこう（熊本日日新聞編集局，2006：42－43）。

①「三池オルグ団―新日窒労組（第一組合）を支援するため，水俣に到着した三池労組などの炭労を中心とするオルグ団。60年安保，三池闘争後，水俣の安賃闘争は全国的な注目を集めた。」（1962年７月27日）

②「新労組―新日窒労組が分裂し，新しい看板を掲げるチッソ労組（新労）。」（1962年７月27日）

③「要請―チッソ水俣工場での安賃闘争に絡み，太田薫総評議長は熊本県庁に寺本広作知事を訪ね，労使紛争の平和解決のために知事が第三者の立場で努力してほしいと要請した。」（1962年８月11日）

こうした説明文からも，「安賃闘争」のいくつかの側面が浮かび上がってくる。まず，当時の労働運動における，この闘争の位置づけについていくつかの示唆が得られる。「安賃闘争」の支援に駆けつけた「三池オルグ団」とは，言うまでもなく「炭鉱労働者75,000人の首切り『合理化』方針」（塩田，1982：261）をめぐって生じた「三井三池争議」を経験した労働者たちであった。なお，この争議の帰結に関しては以下のように要約されている。

「1959年から60年にかけて，日本の労資が総力を傾けて争った三井三池鉱業所の労働争議は，組合側の敗北に終わった。その結果，1950年代後半に総評労働組合運動の中に波及しはじめていた，職場闘争によって労働組合を活性化しようとする試みもまた，挫折することになった。」（平井，1991：205）

激烈な労使紛争として広く知られる「三井三池争議」終結後，チッソ「安賃闘争」は，次なる紛争の場を求める労働組合運動にとって大きな意味を有していたと捉えられる。この闘争は，チッソ

と水俣市という空間の中に閉ざされていたわけはなく，当然のことながら「三井三池争議」など他の労働運動と関連しつつ展開されていた。それは，新日窒労組が総評・合化労連に加盟し，その指導下にあったことから当然の成り行きでもあった。

それに関連して，新日窒労組が総評・合化労連に加盟し，しかも発足当初から「合化労連の実直な『優等生』」（花田，2009：56）と評されていたことから了解されるように，合化労連の指導の下で運動を展開していた点もまた重要である。ここで言う「優等生」とは，「……1957年からの総評による組織的な春闘方式の始まりの中で，新日窒労組も単産加盟労組として統一闘争に参加し，毎年春にはスト権を確立した上で賃上げ争議を実施（していた）」（同：57）という状況を指している。それが，上記の説明文にもあるような当紛争に対する太田薫総評議長の関与につながることになる。

ちなみに，当時の労働運動をはじめとする「革新」勢力が，「三井三池争議の敗北」のみならず，「60年安保闘争」においても大きな挫折感を味わっていたことも忘れてはならない。先に述べた「世論の風潮」とも密接に関連するが，「三井三池争議」，そして「60年安保闘争」はきわめて大規模な社会運動，ないしは政治運動であったが，両者とも警察のみならず「右翼勢力」との間で「暴力の連鎖」（大井，2010）を引き起こし，その点に関しては特に新聞から批判されていた点は押さえておく必要がある。すなわち，こうした運動がその主張とは別に社会不安を増大させるという点から批判されていたのである。この種の問題に関しては，「『右の暴力』が相次いで重大事件を引き起こした1960年代４月の段階で，にもかかわらず，あえて『左の暴力』をそれと同等とみなす議論が，主要紙において特に珍しいものではなく展開されていた」（同：121）という指摘は興味深い。というのも，この指摘は「安賃闘争」のみならず漁民たちの抗議運動に対する報道や世論の反応を考える上でも参考になるからである。

さらに，「安賃闘争」が進展する中で，第二組合である「新労組」が発足し，労働運動の活力を減退させたことも重要である。総評と密接な関係を持っていた日本社会党は，1959年の参議院選挙の敗北，そして「60年安保闘争」の運動方針をめぐって「社会党右派」は1960年１月に民主社会党を結成し，「革新」勢力の本格的な分裂が見られるようになった。こうした趨勢は労働組合運動にも影響を及ぼし，また前述したような労働者の企業に対する一体感も手伝い，多くの企業で第二組合の結成を促した。新日窒労組もその例外ではなく，「チッソはかねてから準備を進めてきた係長・主任・学卒者などを主体とする第二組合を旗揚げ（させた）」（熊本学園大学水俣学研究センター，2009：13）のである。ここに前述した「労働者階級の二重構造」が明確に見て取れる。

こうした労働組合の分裂，そしてその中で労使紛争が収拾を図られたことが，その後の「希望退職者の募集」（1962年）をはじめとする，実質的な新日窒労組組合員に対する冷遇措置へと結びついていった。チッソの企業内でも，地域社会においても周辺へと追いやられた労働者たちは自らの置かれた状況を認識することで，水俣病患者との連帯や支援へと向かうことになった。その一つの画期的な出来事が，「恥宣言」だったのである。

4　結　び

「安賃闘争」終結後，新日窒労組は「長期抵抗闘争」へと突入することになった。この意義について，新日窒労組は以下のように述べている。

「安定賃金闘争が組合組織と会社との抵抗であるとすれば，長期抵抗闘争は一人一人の組合員が試された闘いであった。……この長期抵抗闘争が組合員の雇用を守り，差別的処遇を10年にわたる運動の末是正させ，工場そのものを打ち砕いた。実際のところ，この組合の闘いと……水俣病患者の闘いが，チッソが水俣を去ることなく存続し続ける重要な要因であった」（同：92）

こうした中で，新日窒労組の組合員の中には個人の資格で「水俣病市民会議（1968年発足）」に参加し，この問題に積極的に関わる人も出てきた。なお，新日窒労組が水俣病事件に積極的に取り組めなかった理由は，次のようにまとめられている（合化労連新日窒労組教宣部，1973：408）。

①患者の身になって考えなかった。

②漁民の実力行使の現象だけみて本質を見抜けなかった。

③補償を多くとられると，自分達が困る，として自分さえよければの考えがあった。

このように個々人の組合員の関与を基盤としながらも，新日窒労組は水俣病事件に関しても重要なアクターとして関与することになった。新日窒労組定期大会で採択された「恥宣言」の概要を以下に掲げておく。

「何もしてこなかったことを恥とし，水俣病と斗う。水俣病の原因が工場排水であることを知りながら，私たちは水俣病に対して何も斗い得なかった。これは人間として，労働者として恥ずかしいことであり，心から反省しなければならない。会社の責任を認めさせ，水俣病の被害者の人たちを支援し，水俣病と斗うと宣言した。」（熊本学園大学水俣学研究センター，2009：108）

本稿では，「安賃闘争」を中心に新日窒労組の労働運動に関して若干の検討を行い，水俣病事件とこの運動の関連についていくつかの角度から考察を試みた。その際，水俣市，チッソ，新日窒労組の有する特質とともに，当時の日本社会の風潮，そして日本の労働運動の特徴を加味しながら論じてきた。そうした考察を通して，「恥宣言」が，水俣という地域社会，チッソという「会社」の論理を乗り越えただけでなく，当時の日本社会全体において共有されていた論理をも批判する意味合いを持っていたことが了解されうるのである。

（おおいし・ゆたか　慶應義塾大学法学部教授）

参照文献

飯島伸子（1984）『環境問題と被害者運動』学文社。
石田雄（1961）『現代組織論』東京大学出版会。
大井浩一（2010）『60年安保・メディアにあらわれたイメージ闘争』勁草書房。
大畑裕嗣ほか（2004）『社会運動の社会学』有斐閣。

熊本学園大学水俣学研究センター（2009）『新日窒労働組合60年の軌跡』。
熊本日日新聞編集局編（2006）『報道写真集，水俣病50年』熊本日日新聞。
合化労連新日窒労組教宣部（1973）『安賃闘争』。
塩田庄兵衛（1982）『日本社会運動史』岩波書店。
塩原勉（1976）『組織と運動の理論』新曜社。
清水慎三（1966）『戦後革新勢力』青木書店。
シャットシュナイダー,E.E.，内山秀夫訳（1960＝1972）『半主権人民』而立書房。
『総評四十年史』編纂委員会（1993）『総評四十年史（第１巻）』第一書林。
高畠通敏（1979）「大衆運動の多様化と変質」日本政治学会編『年報政治学 1977 五五年体制の形成と崩壊』岩波書店，1979年，323－359頁。
高峰武（2004）「水俣病とマスコミ」原田正純編『水俣学講義』日本評論社，123－162頁。
橋本道夫編（2000）『水俣病の悲劇を繰り返さないために』中央法規。
花田昌宣（2009）「新日窒労組と水俣学研究資料の意味」熊本学園大学水俣学研究センター『新日窒労働組合60年の軌跡』５－10頁。
原田正純（2007）『水俣への回帰』日本評論社。
原田正純（2009）「歴史的記録の公開に寄せて」熊本学園大学水俣学研究センター『新日窒労働組合60年の軌跡』３－４頁。
平井陽一（1991）「三井三池争議（1960年）」労働争議史研究会編『日本の労働争議（1945－80年）』東京大学出版会。
松崎次夫（1970）「俺たちと水俣病闘争」『賃金と社会保障（旬刊）』1970年８月25日号，４－10頁。
松下圭一（1969）『現代政治の条件』東京大学出版会。
水俣病50年取材班（2006）『水俣病50年』西日本新聞社。
山下善寛（2004）「チッソ労働者と水俣病」原田正純編『水俣学講義』日本評論社，73－95頁。

◉各研究分野におけるオーラル・ヒストリーの歴史と現状
法政大学大原社会問題研究所編――A5判・278頁・3570円
人文・社会科学研究とオーラル・ヒストリー
Ⅰ 歴史研究とオーラル・ヒストリー　伊藤 隆
オーラル・ヒストリーの実践と同時代史研究への挑戦――吉沢南の仕事を手がかりに　大門正克
Ⅱ 女性史研究とオーラル・ヒストリー　倉敷伸子
Ⅲ 社会学とオーラル・ヒストリー　江頭説子
Ⅳ 私の社会調査実践と生活小史法――トヨタ戦没世代の「会社人間化」　辻 勝次
Ⅴ 労働調査（聴取り調査）とライフ・ヒストリー　山本 潔
Ⅵ 労働研究とオーラル・ヒストリー　梅崎 修
Ⅶ 大原社会問題研究所のオーラル・ヒストリー　吉田健二
Ⅷ 韓国の労働史研究とオーラル・ヒストリー　李 鍾久
Ⅸ

◉アジア太平洋戦争期の占領、再植民地化、解放といった記憶の各層からの問いを、ポストコロニアルなリアリティとして考察
今井昭夫・岩崎 稔編――A5判・272頁・2730円
記憶の地層を掘る――アジアの植民地支配と戦争の語り方
Ⅰ 「敗者」と「勝者」の戦争の記憶――アメリカとベトナム
「アメリカの戦争」の記憶――ヴェトナム戦争をめぐって　生井英考
歴史の力か、歴史の重荷か――ベトナムにおける「戦争の記憶」の構図　今井昭夫
中国はベトナム戦争にどう関与していたか　朱 建 栄
Ⅱ 記憶の地層に分け入る――ベトナム戦争文学の深層
戦争を再記憶化する作法――戦中作家の戦後の軌跡　平山陽洋
ベトナム戦争とヴァン・レーを読む韓国の視線　バン・ヒョンソク
記憶の季節（短編小説）　パオ・ニン（翻訳／解説　川口健一）
Ⅲ 「南洋」における戦争と占領の記憶
記憶の快楽と感情記憶の貸借表　岩崎 稔
コラム 映画『ムルデカ 17805』をどうとらえるか　岩崎 稔
オランダの植民地の過去とポスト・コロニアルの倫理　レムコ・ラーベン（青山 亨訳）
断裂する日本占領下の記憶――グアムのチャモロのひとびとと旧日本軍　大久保由理
米比戦争の記憶と記憶の米比戦争　中野 聡

保苅 実著――A5変型・346頁・2310円（好評第6刷）
ラディカル・オーラル・ヒストリー
――オーストラリア先住民アボリジニの歴史実践

◉第三〇回（二〇〇九年）沖縄タイムス出版文化賞（正賞）受賞　（第4刷出来）
北村 毅著――A5判・432頁・4200円
死者たちの戦後誌――沖縄戦跡をめぐる人びとの記憶

御茶の水書房　〒113-0033 東京都文京区本郷5-30-20 電話03(5684)0751
ホームページ http://www.ochanomizushobo.co.jp/